

令和5年度

PTA 要覧



岐阜市立芥見小学校

〒501 - 3134

岐阜市芥見2丁目213番地

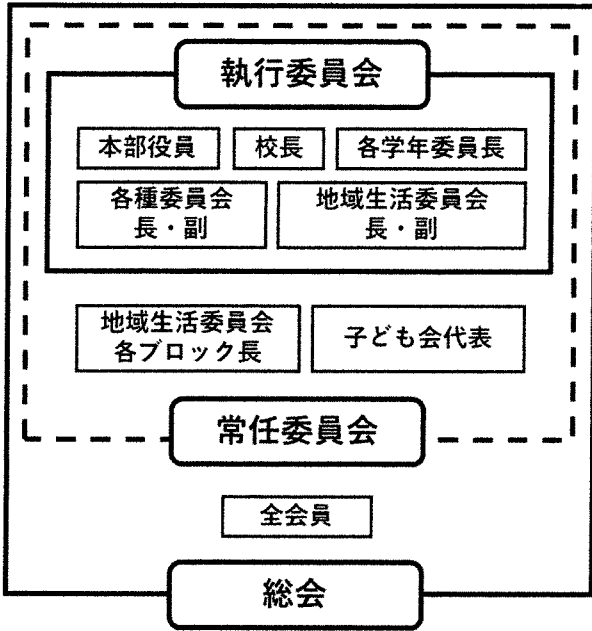
TEL 058-243-1025

FAX 058-243-5751

—目次—

1. PTA 組織	1
2. 令和 4 年度 PTA 事業報告	2
3. 令和 4 年度 PTA 決算報告	4
4. 令和 4 年度 PTA 特別会計決算報告	5
5. 令和 5 年度 PTA 事業計画(案)	6
6. 令和 5 年度 PTA 予算(案)	7
7. 令和 5 年度 PTA 特別会計予算(案)	8
8. PTA 規約	9
9. PTA 慶弔規定	16
10. 教室配置図	17
11. 芥見小学校の沿革	18
12. 令和 5 年度 芥見小学校年間行事予定	21
13. 出席停止となる感染症と出席停止の基準及び報告書	23
14. 警報発表時などの学校の対応	25
15. 土曜日等の教育活動 欠席願い届	27

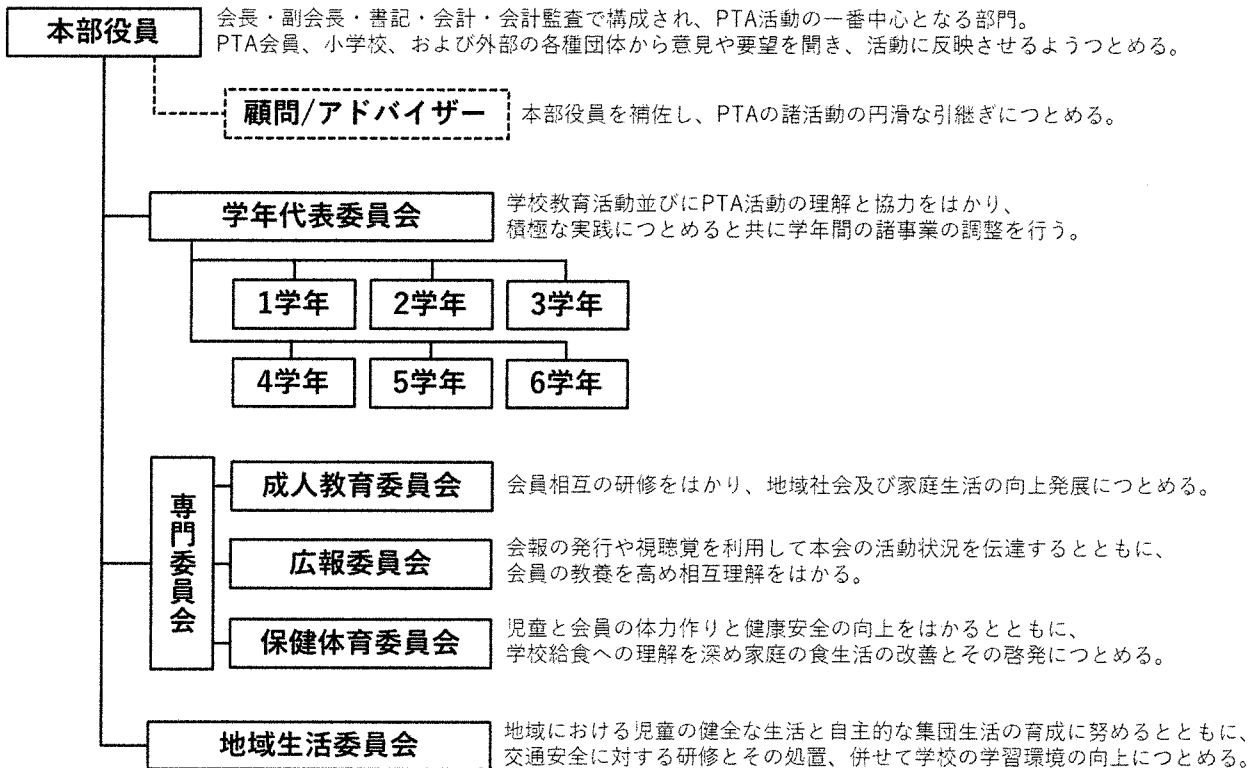
1. PTA 組織



【執行委員会】
 総会の決議に基づいて事務を運営し、かつ総会に提出する議案の調整を行う

【常任委員会】
 緊急な場合において招集され、総会に代わって議決することができる

【総会】
 全会員を以て構成され本会の最高決定機関である



2 令和4年度 P T A 事業報告

月	本部・執行委員会	学年代表委員会	広報委員会
4	本部役員会・執行委員会 入学式 (4/7) P T A 委員総会 (4/22) 青少年育成市民会議総会 (4/30)	P T A 委員総会 (4/22)	P T A 委員総会 (4/22)
5	本部役員会 学習参観 (5/2) 市 P 評議員会 (5/9) P T A 総会 (書面審議) 交通安全教室・交通少年団 (5/19) 市 P 大会 (5/20) 芥見小陸上記録会 (28日)	P T A 総会 (書面審議) 学年代表委員会①→中止	広報委員会① (5/2) 広報づくり講習会 P T A 総会 (書面審議) 広報委員会② (5/25)
6	本部役員会 第5ブロック交流会 (6/4) 県 P 定期大会 (6/9) 子育て委員会 (6/23)	学年代表委員会②	5ブロック交流会 (6/4) 広報委員会③ (6/15) 広報委員会④ (6/30)
7	本部役員会・執行委員会 市 P 評議員会 (7/7)	学級懇談会→中止	広報誌発行① NO.137 デジタル広報①発行
8	本部役員会 芥見フェスティバル (中止)	芥見フェスティバル (中止)	芥見フェスティバル (中止)
9	本部役員会 市 P 評議員会 (9/12) 子育て委員会 (9/21)	第1回アンケート	広報委員会⑤ (9/10)
10	本部役員会・執行委員会 土曜参観 市民運動会 (10/9) 県 P 研究大会 (10/29)	土曜参観 市民運動会 (10/9) 学年代表委員会③	本部との話し合い (10/6) 土曜参観 市民運動会 (10/9) 広報委員会⑥ (6/30)
11	本部役員会 第5ブロック合同講演会 (11/5) 学習参観・地域生活委員選出 (11/7) 芥見文化祭 (11/13) 市 P 実践発表 (11/17)		広報委員会⑦デジタル班 (11/26)
12	本部役員会・執行委員会 (紙上開催) 土曜参観 (12/3) 第5ブロック交流会 (12/3) 会長のみ 子育て委員会 (12/7)		デジタル広報②発行
1	本部役員会 市教委・学校公表会 (1/14) 広報紙コンクール審査会 (1/27)	学年代表委員会④	広報紙コンクール審査会 広報委員会⑧広報誌班 (1/13)
2	本部役員会 学習参観 (2/4) 入学説明会 (2/10) 市 P 評議員会 (2/12)	学級懇談会→中止	
3	本部役員会常任委員会・執行委員会 二十歳の自分に送る手紙 市 P 評議員会 (3/23) 第5ブロック引継ぎ交流会 (3/11) 卒業式 (3/23)	第2回アンケート	広報紙発行② No.138 広報委員会⑦反省会

月	成人教育委員会	保健体育委員会	地域生活委員会
4	市教委説明会 PTA委員総会(4/22)	PTA委員総会(4/22)	芥見地区交通安全協会総会 春季交通安全指導(4/7~4/15) PTA委員総会(4/22) 青少年育成市民会議総会(4/30) のぼり旗の回収
5	PTA総会(書面審議) リーダー研修会(5/18)オンライン	PTA総会(書面審議)	PTA総会(書面審議) 交通安全教室(5/19) 子ども見守り活動推進者の会(5/23) 委嘱補導員研修
6	5ブロック交流会(6/4)	5ブロック交流会(6/4)	5ブロック交流会(6/4) 地域補導委員 青少年育成・家庭部会→中止
7	家庭教育学級①「みんなでハグ&スキ ンシップスマイル週間」(7日間) 家庭教育学級②「こころあったか親子de 読書」(3日間)	学校保健安全委員会①(12日) 歯磨き大作戦 エプロン補修(夏休み中)	連絡協議会 集団下校指導(交安協・役員会)
8	芥見フェスティバル(中止)	芥見フェスティバル(中止) エプロン補修	芥見フェスティバル(中止) 交通少年団講習 見守り活動研修
9		保体だより①発行	地域補導委員 秋季交通安全指導(9/21~9/30) 交通安全観音祈願祭
10		保体だより②発行	
11	家庭教育学級③ 第5ブロック合同講演会(11/5) 家庭教育学級④(11/16) 「クリスマスリース作り」	市P実践発表(11/25)	地域生活委員選出(11/7) 資源分別回収(11/20) 連絡協議会
12	第5ブロック交流会(12/3)会長のみ 家庭教育学級⑤「SPECIAL×FAMILYこ どもと一緒ににしよう?」(1日)	第5ブロック交流会(12/3)会長のみ	第5ブロック交流会(12/3)会長のみ 地域補導委員 歩道橋融雪作業
1			歩道橋除雪作業
2			連絡協議会 歩道橋除雪作業 地域生活委員総会(2/15) 反省会 交通安全協会芥見支部長への挨拶
3		学校保健安全委員会(書面報告) 保体だより③発行	ブロック会議 のぼり旗の設置 110番の家・危険箇所の確認 MAPの更新 交通安全協会芥見支部新役員研修(3/19)

【地域生活委員会】

- ①第1、第3月曜日の和光での交通安全指導
- ②月1回、3・4ブロックによる歩道橋の清掃
- ③毎月15日の交通安全指導

令和4年度 PTA会計決算報告書

<収入の部>

款 項	予 算 額(円)	決 算 額(円)	備 考
会 費	1,482,000	1,476,500	月500円×12ヶ月 *長子数+教職員
雑 収 入	15,000	12,503	利息・資源回収・市P連返金
繰 越 金	1,024,064	1,024,064	令和3年度より繰越金
差し戻し金	0	0	
合 計	2,521,064	2,513,067	

<支出の部>

款	項 目	予 算 額(円)	決 算 額(円)	備 考	
会 議 費	会 議 費	3,000	0		
運 営 費	運 営 費	5,000	5,000		
	事 務 費	30,000	0		
活 動 費	一 般 活 動 費	本部役員活動費	100,000	80,573	用紙代 封筒代 会議費 等
		学年代表委員会活動費	70,000	8,245	会議費等
		広報委員会活動費	50,000	49,504	広報誌代・用紙代
		成人教育委員会活動費	40,000	28,172	家庭教育学級材料費代
		保健体育委員会活動費	25,000	11,410	カラーテスター代
		地域生活委員会活動費	60,000	57,726	交通安全教室・あんぜんMAP印刷代
		活 動 費	80,000	15,576	のぼり端・棒代
	会員研修費	会 員 研 修 費	200,000	7,652	本部関係の研修
環 境 整 備 費	環 境 整 備 費	130,000	139,713	タブレットスタンド 牛乳ストロー入れ等	
学 習 補 助 費	学 習 補 助 費	入学祝費	100,000	76,734	ヘルメット・連絡帳・連絡袋
		卒業記念費	120,000	93,995	日傘・卒業証書ホルダー・浄書等
		カラープリンター賃貸料	366,660	366,660	30555円×12か月
		カラープリンターインク代	250,000	250,800	(27000円×2本)+(29000円×2本×3種類)+税
		水泳指導補助費	20,000	0	
		児童図書充実費	40,000	39,649	児童図書の購入費
		活 動 費	150,000	162,528	児童活動援助費
教 育 振 興 費	教 育 振 興 費	研 究 補 助 費	50,000	0	
分 担 金	分 担 金	分 担 金	120,000	75,380	市P連分担金・わが子の歩み・53講演会協力金
渉 外 費	渉 外 費	渉 外 費	50,000	3,100	岐阜教育会費
慶 弔 費	慶 弔 費	慶 弔 費	30,000	0	
予 備 費	予 備 費	予 備 費	431,404	550	返金手数料
		特別会計へ戻し入れ	0	0	
合 計		2,521,064	1,472,967		

<決算の部>

収入合計	—	支出合計	= 残高
2,513,067		1,472,967	1,040,100

従って、上記残高1,040,100円を令和5年度へ繰り越させていただきます。

令和5年 3月 31日

会計監査の結果、上記の通り相違ないことを認めます。

令和5年 3月 31日

令和4年度PTA特別会計決算報告

収入の部

(単位円)

項 目	金 額
繰 越 金	815,637
貯金利息等	4
合 計	815,641

支出の部

項 目	金 額
	0
合 計	0

差引残高

収入 815,641 支出 0 = 815,641

815,641円は 令和5年度に繰り越しさせていただきます。

以上、相違ありません。

令和5年 3月31日

個人情報保護のため、印は省略して報告させていただきます。

4 令和5年度 P T A 事業計画(案)

月	本部・執行委員会	成人教育委員会	保健体育委員会	地域生活委員会
4	本部役員会・執行委員会 入学式(4/7) P T A 委員総会(4/20) 青少年育成市民会議総会(4/29)	市教委説明会 P T A 委員総会(4/20)	P T A 委員総会(4/20)	110番MAPの配布(4/7) 春季交通安全指導(4/7~4/14) 芥見地区交通安全協会総会(4/23) P T A 委員総会(4/20) 青少年育成市民会議総会(4/29)
5	本部役員会 学習参観(5/1) 市P評議員会(5/22) P T A 総会(書面審議) 交通安全教室・交通少年団(5/19) 芥見小陸上記録会(5/25)	P T A 総会(書面審議) リーダー研修会(5/12)オンライン	P T A 総会(書面審議)	P T A 総会(書面審議) のぼり旗の回収(5/8~5/12) 交通安全教室(5/19) 子ども見守り活動推進者の会(5/22) 委嘱補導員研修
6	本部役員会 第5ブロック交流会(6/3) 県P定期大会(6/8) 子育て委員会(6/19)			5ブロック交流会(6/3) 地域補導委員 青少年育成・家庭部会→中止
7	本部役員会 市P評議員会(7/10)	家庭教育学級①「みんなでハグ&ありがとう家族ラブデー」 家庭教育学級②「こころあったか親子de読書」(3日間)	学校保健安全委員会① 歯磨き大作戦 エプロン補修(夏休み中)	連絡協議会 集団下校指導(交安協・役員会)
8	本部役員会 芥見フェスティバル(8/19)	芥見フェスティバル(8/19)	芥見フェスティバル(8/19) エプロン補修(夏休み中)	芥見フェスティバル(8/19) 交通少年団講習 見守り活動研修
9	本部役員会・執行委員会 市P評議員会(9/11) 子育て委員会(9/21)		保体だより①発行	地域補導委員 秋季交通安全指導(9/21~9/30) 交通安全観音祈願祭(9/29)
10	本部役員会 土曜参観 市民運動会(10/8)		保体だより②発行	
11	県P研究大会(11/3) 本部役員会 学習参観・地域生活委員選出 市P大会・市P実践発表 第5ブロック合同講演会	家庭教育学級③ 第5ブロック合同講演会 家庭教育学級④		地域生活委員選出(11/9) 資源分別回収(11/19) 連絡協議会
12	本部役員会 子育て委員会 第5ブロック交流会(12/2) 学習参観(12/6)	家庭教育学級⑤		第5ブロック交流会(12/2) 地域補導委員 歩道橋融雪作業
1	本部役員会 市教委・学校公表会 学習参観(1/18)			歩道橋除雪作業 110番の家・危険個所の確認
2	本部役員会 入学説明会(2/9) 市P評議員会(2/19)			連絡協議会 歩道橋除雪作業 地域生活委員総会 反省会 交通安全協会芥見支部長への挨拶 MAPの更新
3	本部役員会常任委員会・執行委員会 二十歳の自分に送る手紙 市P評議員会(3/21) 第5ブロック引継ぎ交流会 卒業式(3/25)		学校保健安全委員会②	ブロック会議 のぼり旗の設置 交通安全協会芥見支部新役員研修(3/19)

【地域生活委員会】

- ①第1,3月曜日の和光での交通安全指導
- ②毎月15日の交通安全指導
- ③青バト乗車

6 令和5年度 PTA会計予算(案)

<収入の部>

款 項	予 算 額(円)	備 考
会 費	1,446,000	500円×12ヶ月×(長子数220人+教職員21人)
雑 収 入	15,000	貯金利息・資源回収等
繰 越 金	1,040,100	令和4年度より繰越金
繰 入 金	0	
合 計	2,501,100	

<支出の部>

款	項 目	予 算 額(円)	備 考	
会 議 費	会 議 費	3,000	陸上記録会来費用お茶	
運 営 費	運 営 費	5,000		
活 動 費	一般活動費	本部役員活動費	100,000	会議費等
		成人教育委員会活動費	40,000	家庭教育学級材料費代等
		保健体育委員会活動費	25,000	学校保健安全委員会会議費・カラーテスター代等
		地域生活委員会活動費	75,000	交通安全教室・交安協関係・研修
		活動費	80,000	その他予備のため
	会員研修費	会 員 研 修 費	20,000	本部関係の研修(市P, 県P,等)
環境整備費	環境整備費	130,000	校舎内外の補修部品等	
学 習 補 助 費	学 習 補 助 費	入学祝費	100,000	防災ヘルメット・防犯ブザー等
		卒業記念費	120,000	卒業記念品・卒業証書ホルダー・浄書等
		水泳指導補助費	20,000	夏休み水泳教室の指導員代
		児童図書充実費	40,000	児童図書の購入費
		カラープリンター賃貸料	366,660	月30555円×12か月
		カラープリンターインク代	263,780	リソーFTインクキット
		活動費	150,000	児童活動援助費・記録費等
教育振興費	教育振興費	0	講演会等	
分 担 金	分 担 金	120,000	市連P分担金・公民館運営協議会・わが子の歩み等	
渉 外 費	渉 外 費	10,000	岐阜教育会・ブロック研修費等	
慶 弔 費	慶 弔 費	30,000		
予 備 費	予 備 費	予 備 費	802,660	
		特別会計へ戻し入れ	0	
合 計		2,501,100		

7 令和5年度PTA特別会計予算(案)

収入の部

(単位円)

項 目	金 額
繰 越 金	815,641
PTA一般会計より	0
貯金利息等	4
合 計	815,645

支出の部

(単位円)

項 目	金 額
	0
合 計	0

8. PTA 規約

岐阜市立芥見小学校PTA規約

第 1 章 名称及び事務所

第 1 条 本会は岐阜市立芥見小学校PTAと称し、同校内に事務所を置く。

第 2 章 目的

第 2 条 本会は次の目的をめざして活動する。

1. 家庭、学校及び社会における児童青少年の福祉を増進する。
2. 児童青少年の幸福のため父母と教師が協力する。
3. 児童青少年の教育的環境をよくする。
4. よい父母、よい教師となるよう研修につとめる。
5. 教育財政を確立することに協力する。
6. 郷土理解並びに国際理解につとめる。

第 3 章 方針

第 3 条 本会は第2条の目的達成をめざす教育を本旨とする民主団体として次の方針にしたがって活動する。

1. 特定の政党宗派にかたよらず、利的な行為は一切行わない。
2. 本校または本会の役員名でどんな営利的企業をも支持しないし、またどんな職務（公私共）の候補者をも推薦しない。
3. 本会は自主独立のものであって他のどんな団体または機関の支配や干渉をも受けない。
4. 青少年の福祉増進のために活動する他の団体及び機関との協力を惜しまない。
5. 学校の人事、その他管理には干渉しない。

第 4 章 会員

第 4 条 本会の会員は次のとおりである。

1. 学校に在籍する児童の父母またはこれに代わるもの
2. 学校に勤務する校長及び職員

第 5 条 会員はすべて平等の義務と権利を有する。

第 6 条 会員はすべて第2章の目的をめざし第3章の方針に従って活動する義務がある。

第 5 章 経理

第 7 条 本会の活動に要する経費は会費及び他の収入によって支弁される。

第 8 条 会費は一家庭につき一律月額500円とし年12ヶ月分を納入する。

第 9 条 本会の経理はすべて総会で認められた予算に基づいて行われる。

第 10 条 本会の経理は会計監査を経て総会に報告されなければならない。

第 11 条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 本部役員及び本部役員の任務

第12条 本会の本部役員は次のとおりとする。

- | | | | |
|------|----|-------|----|
| ・会長 | 1名 | ・会計 | 2名 |
| ・副会長 | 3名 | ・会計監査 | 2名 |
| ・書記 | 2名 | | |

各役員は他の役員及び委員を兼ねることはできない。

第13条 各役員の任期は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。但し後任者の決定まではその事務を扱うものとする。

第14条 会長の任務は次のとおりとする。

1. 総会、執行委員会、地域生活委員会を招集する。
2. 外部に対して本会を代表する。
3. 執行委員会の承認を得て特別委員会を置くことができる。
4. 選挙及び会計監査に関する集会を除く外、全ての集会に出席して意見を述べることができる。

第15条 副会長は会長を補佐し会長に事故ある時はその代理をつとめる。

第16条 書記の任務は次の通りである。

1. 総会並びに執行委員会の議事を記録する。
2. 諸種の記録通信その他の資料を保有する。
3. 会長の指示により本会の通信を行う。

第17条 会計の任務は次の通りである。

1. 総会で決定した予算にもとづいて一切の会計の事務を処理する。
2. 本会の財産を管理する。
3. 総会において会計監査を経た決算を報告する。
4. 予算の立案をする。

第18条 本会の会計を監査するために2名の会計監査をおく。

第7章 本部役員を選任

第19条 本部役員を選任は次のとおりとする。

1. 会長、副会長、会計監査は指名委員会で指名する。
書記、会計は会長が委嘱する。
2. 指名委員会の構成は次のとおりとする。
執行委員より4名 (互選)
地域生活委員より8名 (互選)
指名委員は4月末日までに互選によって選出する。
3. 指名委員会は指名した役員候補の同意を得て機関誌にて報告する。指名された役員候補の正式承認は新年度の総会で行なう。

第20条 会長に欠員を生じた時は、副会長の中の一人が昇格する。任期は前任者の残存任期とする。

第21条 会長以外に欠員が生じた場合は執行委員会で補充する。

第 8 章 総 会

第 22 条 総会は全会員を以て構成され本会の最高決定機関である。

第 23 条 総会の定足数は構成員の5分の1とする。

第 24 条 総会は会長が招集する。但し執行委員が必要と認めた場合、または全員の10分の1以上の要求があった場合には総会を招集しなければならない。

第 9 章 常任委員会

第 25 条 常任委員会は次の会員を以て構成する。

本会の本部役員、校長、各種委員会の委員長、副委員長、地域生活委員会の委員長、副委員長、各学年委員長、各ブロック長、子ども会代表

第 26 条 常任委員会は緊急な場合等において召集され、総会に代わって議決することができる。この場合は、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

第 27 条 常任委員会の定足数は構成員の2分の1とする。

第 28 条 常任委員会は会長が招集する。但し構成員の4分の1以上の要求があった場合、会長は常任委員会を招集しなければならない。

第 10 章 執行委員会

第 29 条 執行委員会は次の会員を以て構成する。

本会の本部役員、校長、各種委員会の委員長、副委員長、地域生活委員会の委員長、副委員長、各学年委員長

第 30 条 執行委員会は総会の決議にもとづいて本会の事務を運営し、かつ総会に提出する議案の調整を行う。

第 31 条 執行委員会の定足数は構成員の2分の1とする。

第 32 条 執行委員会は会長が招集する。但し構成員の4分の1以上の要求があった場合、会長は執行委員会を招集しなければならない。

第 11 章 各種委員会

第 33 条 本会には次の委員会をおく。

1. 学年代表委員会
2. 成人教育委員会
3. 広 報 委 員 会
4. 保健体育委員会
5. 地域生活委員会

各委員会には委員長、副委員長各1名をおく。

但し地域生活委員会は委員長1名副委員長3名とする。

第12章 顧問

第34条 本会の運営上、会長が必要と認めるときは、執行委員会の承認を得て顧問、またはアドバイザーをおくことができる。

第35条 顧問は本部役員を補佐し、PTAの諸活動の円滑な引継ぎにつとめる。

第13章 細則

第36条 この会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて執行委員会の議決を経て定める。

第14章 改正

第37条 本規約は執行委員会で起案し、総会において出席者の3分の2以上の同意により改正することができる。

細 則

第1章 学年代表委員会

- 第1条 各学級にはそれぞれ学級委員会、学年には学年委員会をおく。
- ・学級委員会は所属学級の会員の互選によって選出された委員で構成する。
(但し、本部役員、地域生活委員長、副委員長に限り除外する。)
 - ・学年委員会は各学級委員の2名を以て構成し当該学年委員会とする。
 - ・学年委員会には委員の互選により委員長、副委員長各1名をおく。
 - ・学年代表委員会は各学年委員長、副委員長を以て構成し、委員の互選により、委員長、副委員長を各1名おく。
 - ・学年代表委員会は各学年・学級PTA活動の運営、調整にあたる。

第2章 地域生活委員会

- 第2条 地域生活委員会は各地区から選出された委員を以て構成する。
- ・各ブロックに執行委員、ブロック長、副ブロック長、指名委員2名を互選し、さらに各ブロックの執行委員の互選により地域生活委員長1名、副委員長3名を選任する。
 - ・各地区から選出された委員は規約第2章の目的を達成するために地域に即した活動をブロック毎にブロック長を中心に行い、またPTA全体の活動は委員長を中心として全員で行う。

第3章 専門委員会

- 第3条 さきに所属学級の全員から選出された委員は第2章の目的を達成するために次の各委員会に所属し活動する。
- ・成人教育委員会
 - ・保健体育委員会
 - ・広報委員会
- 各専門委員会には委員の互選により、委員長、副委員長各1名をおく。

第4章 各種委員会の活動

- 第4条 各種委員会の委員の任期は1年とし、毎年4月に改選する。
- ・但し、いずれも留任をさまたげない。
 - ・委員会の定足数は構成員の2分の1とする。
 - ・委員会の議決は出席者の2分の1以上の賛成を必要とする。
- 第5条 各種委員会の正副委員長、学年委員長(即ち執行委員会に所属した場合)は次年度に限りすべての各種委員会のその役職を免除する。
- ・但し、希望があればいずれも留任をさまたげない。
- 第6条 各種委員会は委員長が招集し、地域生活委員会は会長または委員長が招集する。
- ・構成員の4分の1以上の要求があった場合は委員会を招集しなければならない。
 - ・必要に応じて全学級委員を招集するときは会長が行う。
- 第7条 各委員会の任務は次のとおりである。
1. 学年代表委員会は学校教育活動並びにPTA活動の理解と協力をはかり、積極な実践につとめると共に学年間の諸事業の調整を行う。
 2. 成人教育委員会は会員相互の研修をはかり、地域社会及び家庭生活の向上発展につとめる。
 3. 広報委員会は会報の発行や視聴覚を利用して本会の活動状況を伝達するとともに、会員の教養を高め相互理解をはかる。
 4. 保健体育委員会は児童と会員の体力作りと健康安全の向上をはかるとともに、学校給食への理解を深め家庭の食生活の改善とその啓発につとめる。
 5. 地域生活委員会は地域における児童の健全な生活と自主的な集団生活の育成につとめるとともに、交通安全に対する研修とその処置、併せて学校の学習環境の向上につとめる。

第5章 総会

- 第8条 3月総会は、必要に応じて会長が召集する。
新年度の総会は、年間行事計画並びに年度予算の審議決定、前年度決算と 役員の承認を得る。

第6章 規定

- 第9条 慶弔規定は別項による。

第7章 個人情報保護

- 第10条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「岐阜市立芥見小学校PTA個人情報取扱方針」に定め、適正に運用するものとする。

第 8 章 改 正

第 11 条 本細則は、執行委員会において、出席者の3分の2以上の賛成者がある場合に改正することができる。

第 9 章 緊急事態時の運営

第 12 条 通常の学校教育が行えないなど、社会情勢上、緊急事態と判断される場合においては、次のように対応する。

1. 緊急事態が総会時期にあたる時は、事態が収束するまでの間、通常総会を延期できる。但し、延期しても事態が改善しない場合や改善の見込みが立たない場合、もしくは急を要する議案がある場合には、紙面総会を行うことができる。この場合にあって、同一年度内に事態の改善が見られた時には、臨時総会もしくは報告会を設けて会員に説明をしなければならない。
2. 緊急事態が役員、委員の決定時期にあたり、その体制が組めずに総会時期を迎えるときは、本規約第 8 章、第 9 章、第 10 章、第 11 章にかかわらず、臨時の体制を構成できる。但し、この臨時体制は理由と合わせて総会で説明の上、承認を受けることとし、事態の改善後に新たな体制が構成されたときには、臨時総会もしくは報告会で会員に説明をする機会を設けなければならない。
3. 緊急事態時においては、会長は学校との連絡を密にして協力をし、会員に必要な情報提供をするなどに努めなければならない。

附 則

1. 本規約及び細則は平成21年度より施行する。
2. 平成25年5月25日 一部改訂
3. 平成26年5月24日 一部改訂
4. 平成27年1月16日 一部改訂(細則)
5. 平成30年3月9日 一部改訂(細則)
6. 令和3年5月1日 一部改訂(細則)
7. 令和4年5月17日 一部改訂

岐阜市立芥見小学校PTA個人情報取扱方針

(目的)

第1条 この個人情報取扱方法は、岐阜市立芥見小学校PTA（以下「本会」という。）が、取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより事業の円滑な運営を図るとともに個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的とする。

(指針)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報保護法に則って運営管理を行う。活動においても個人情報の保護に努め、要配慮個人情報は取り扱わないものとする。要配慮個人情報とは、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように、その取り扱いに特に配慮を要するものをいう。

(周知)

第3条 個人情報の取扱方法は、総会資料または通知などによりPTA会員（以下「会員」という）に周知する。

(利用目的)

第4条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- (1) 本部役員・委員名簿等、PTA要覧の作成
- (2) 文書等の送付

(個人情報の取得)

第5条 本会が取り扱う個人情報及び利用の同意については、PTA会長に書面で提出された次の事項とする。

氏名、電話番号、その他必要とするもので同意を得た事項

(同意の取り消し)

第6条 会員は、取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目または全ての事項について、同意を取り消すことができる。

- 2 不同意の申し出があった場合、直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿などとしてすでに配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

(管理)

第7条 個人情報は、本会が適正に管理する。

- 2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

(第三者提供の制限)

第8条 本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命・身体または財産の保護のため必要がある場合

附則

1. 本方針は平成31年度より施行する。

9. PTA 慶弔規定

芥見小学校PTA慶弔規定

第1条 結婚の場合

1. 学校職員の結婚に際しては、10,000円の祝意を表す。

第2条 出産の場合

2. 学校職員(配偶者を含む)の出産に際しては、5,000円の祝意を表す。

第3条 死亡の場合

3. 会員の死亡に際しては、会長及び該当学年の委員長と学級委員が協議の上、通夜と葬儀に参列し、3,000円の淋見舞と10,000円の香典を贈り、弔意を表す。
4. 児童の死亡に際しては、会長及び該当学年の委員長と学級委員が協議の上、通夜と葬儀に参列し、3,000円の淋見舞と10,000円の香典を贈り、弔意を表す。
5. 学校職員の一親等の死亡に際しては、2,000円の淋見舞と5,000円の香典を贈り、弔意を表す。

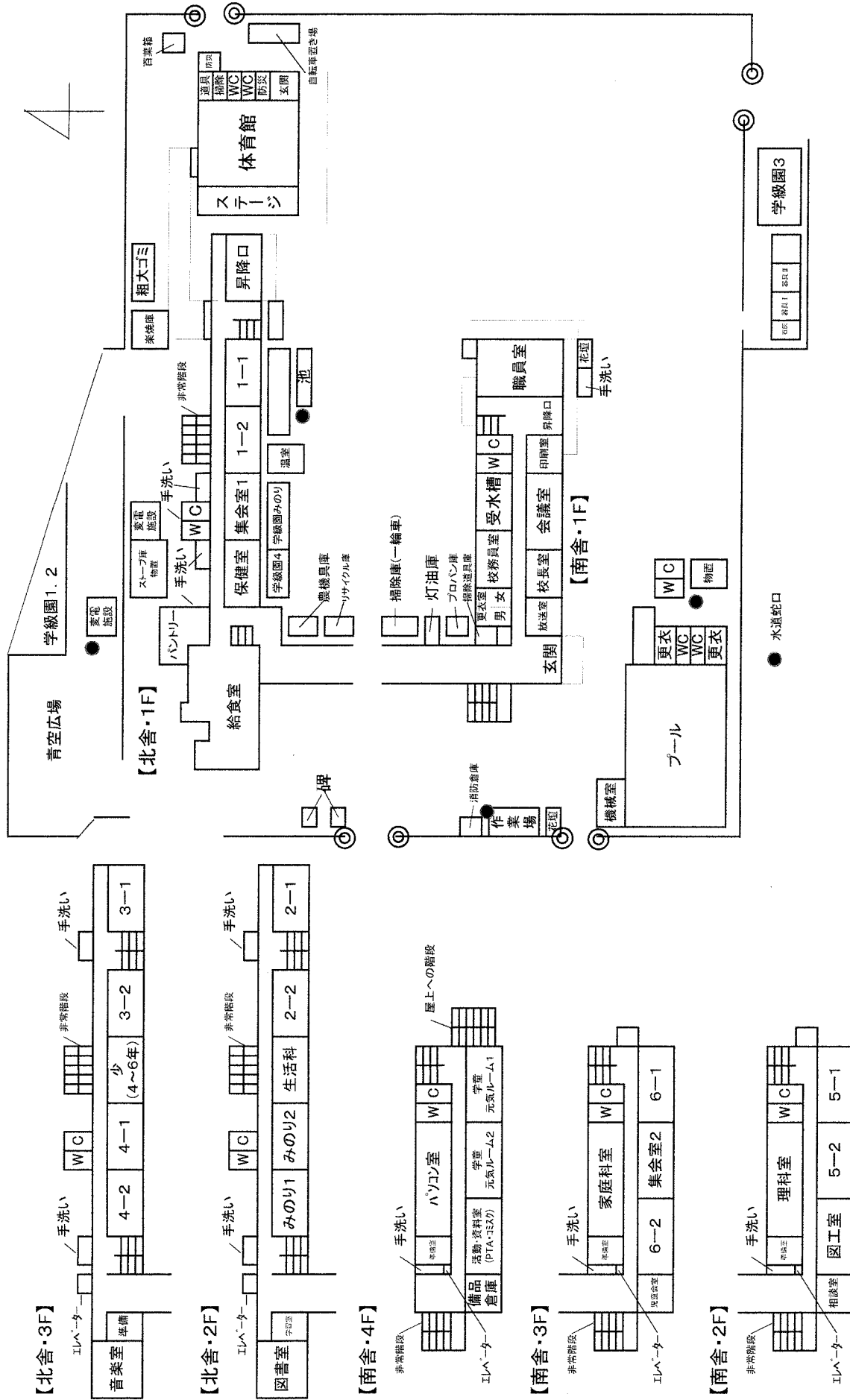
第4条 PTA事業及び学校事業に起因する会員の傷病については、役員会で協議し、見舞いをする。

第5条 その他特別の場合は、本部役員会で協議し、慶弔方法を講ずる。

附 則

1. この規定は、平成12年4月1日から施行する。

10 教室配置



芥見小学校の沿革

令和5年3月現在

- [明治] 5年10月 芥見清水寺を借用して「不倦義校」を創立
 6年 4月 芥見村・大洞村・古津村より110名の就学児あり
 7年 9月 芥見村字祇園に校舎を新築し、「不倦義校」と改称
 24年10月 濃尾大地震により、校舎倒壊、全潰
 26年 9月 芥見村字八幡坂に4教室を新設
 41年 3月 尋常科6年義務教育、高等科2年の修業年限に変更
- [大正] 11年10月 学制実施50周年記念として「公孫樹」を植樹（現存）
- [昭和] 9年 5月～10年 4月 現在地に新校舎建設、及び移転
 落成式挙行（野村寺東45間、門6間）
 16年 4月 「芥見国民学校」と改称
 22年 4月 学制の改革により、「稲葉郡芥見村芥見小学校」と改称
 小学校の一部を使用して、「藍川中学校」を創立
 33年 4月 稲葉郡芥見村、岐阜市に合併のため、「岐阜市立芥見小学校」と改称
 39年 7月 プール竣工式を挙行
 40年 5月 校歌制定
 44年 3月 藍川中学校移転
 47年10月 開校100周年記念校区市民大運動会を開催
 48年 9月 藍川小学校 分離移転
 49年 9月 芥見東小学校 分離移転
 55年 3月 体育館完成
 56年 7月 諏訪山グラウンドにプール完成
 62年 3月 玄関・南北舎重層完成
 63年 3月 小運動遊具完成
- [平成] 2年 2月 運動場改修工事完了
 9月 交通教育施設完成
 3年 4月 「体力づくり推進校」の指定を受ける（3年間）
 11月 北舎前花壇の改修工事完了
 12月 運動場体育倉庫の改修工事完了
 4年 3月 校庭周囲の土手・側溝改修工事完了
 4月 「市社会福祉協力校」の指定（3年間）
 11月 学校創立120周年記念事業を挙行（～12月）
 5年 5月 北舎児童玄関前に足洗い場設置
 6年 1月 米国ケンタッキー州ラドロウ校と姉妹校提携
 9月 本校校長ラドロウ校訪問、姉妹校推進に貢献
 10月 「いきいき夢づくり事業」で5カ国の外国人（スリランカ、パナマ、インドネシア、中国、ブラジル）と交流
 7年 3月 南門及び門周辺の改修（防球ネット含む）
 9月 「いきいき夢づくり事業」米国シンシナティ訪問団来校
 11月 「7ブロック同和教育推進校」として研究発表
 8年 4月 「市社会福祉協力校」の指定（1年間：継続校）
 市研究奨励校の指定（自然、福祉等のふれあい体験学習）
 6月 「いきいき夢づくり事業」でハンガリー合唱団来校
 7月 児童遊具のタイヤ取り替え（地域郷土クラブ員の奉仕作業）
 9年 4月 「市社会福祉協力校」の指定（1年間：継続校）
 5月 校舎裏の畑への通用門及び階段設置（PTA役員奉仕作業）
 7月 中庭にへちま棚新設（PTAボランティア）
 藍川中姉妹提携ブラジル・リオブランコ校が来校
 プール新築工事起工式

- 11月 「いきいき夢づくり事業」でイベントを実施
岐阜大学留学生（5カ国）20人来校（大韓民国，バングラディシュ，中国，インドネシア，スリランカ）
- 10年 1月 ダイオキシン問題で「焼却炉」使用を休止・閉鎖
3月 中庭西側に校務用具倉庫新設（地元ボランティア）
「青空広場」完成
社会福祉協議会の「児童によるボランティア活動助成」の指定（2年間）
6月 プール竣工式
「いきいき夢づくり事業」で米国シンシナティAWL校と交流
7月 夏休み諏訪山プール開放を休止（新設プールで全校児童が泳ぐ）
- 11年 1月 「いきいき夢づくり事業」で英国空手道場練習生・教師20名が来校
8月 英語ふれあい広場を開設 ALTの先生から学習
9月 交通安全功労賞 受賞
10月 発明工夫指導優良校 受賞
- 12年 4月 肢体不自由特殊学級新設
6月 EF（English Friend）による英語活動開始
8月 体育館床改修工事完了
特色ある教育実践校として県表彰（国際理解教育）
- 13年 4月 創意工夫育成功労学校として，文部科学大臣賞 受賞
8月 パソコン20台が設置
11月 「5ブロック学校人権同和教育実践研究会 協力校」として研究発表
- 14年 8月 駐車場が整備
8月 青少年市民会議や各種団体協力で，校区子どもフェスティバルを実施
10月 パソコン室に空調設備が完備
- 15年 1月 校内LAN工事
10月 職員室増築工事開始
- 16年 2月 新職員室に移転
3月 事務倉庫及び会議室（南舎1階）改装
6月 北舎耐震工事開始
9月 北舎耐震工事完成 保健室にシャワー室設置・北舎トイレ改装
- 17年 6月 北舎3階・南舎4階に各教室扇風機2機ずつ設置
7月 道徳計画訪問
10月 土曜参観日に，児童引き渡し訓練を実施
12月 地域生活委員会と協働で通学路の点検・見直し
- 18年 3月 北駐車場の一角に『校務員作業所』完成
7月 全教室に扇風機2機ずつ設置
- 19年 1月 50万円の寄付（外用バスケットゴール・和太鼓・ハンドベル購入）
6月 図書館を利用した『学びの部屋』を開設
- 20年 8月 視聴覚教室に新型パソコン20台設置
- 21年 9月 パソコン室に新型パソコン24台，会議室に電子黒板，各教室に大型TV，実物投影機設置
- 22年 8月 防災対策用水槽設置
- 24年 10月 岐阜清流国体「5・6年生自転車競技観戦」
10月 学校創立140周年記念校空写真撮影
12月 体育館屋根修理開始
- 25年 9月 全学年デジタル教科書導入
- 26年 3月 体育館東側に防災倉庫設置
5月 学校運営協議会設置でコミュニティ・スクールに指定
7月～10月 校舎と体育館 耐震補強工事
8月 パソコン室に、児童用新型パソコン40台、教師用新型パソコン設置
12月～ 27年3月 教室エアコン設置工事
- 27年 8月 中庭にマンホールトイレ設置、教室用新型パソコン設置

新教科書用デジタル教科書導入

- 28年 3月 防犯カメラ設置
 4月 放課後児童クラブ2教室 南舎2階から4階へ移動
 7月～10月 校舎・体育館 外壁工事
 8月 教師用新型PC設置
 10月 児童用タブレットPC導入
- 29年 9月 運動場サッカーゴール取替え
- 30年 3月 屋外用テント2台購入
 4月 3学期制から前・後期の2学期制に移行 秋休みの実施
 11月 市民ジャズ・ビッグバンド「楽市JAZZ楽団」コンサート実施
 12月 文化庁「文化芸術における子どもの育成」劇団うりんこ公演実施
 第64回PTA岐阜県研究大会 in 可児で実践発表
- 31年 4月 自閉症・情緒障がい特別支援学級設置
- 令和 元年 5月 元号が変わる
 6月 岐阜市PTA定期総会において団体賞の表彰
 岐阜県PTA定期総会において岐阜県教育長賞の表彰
 10月 PTA主催行事として、大垣商業高等学校吹奏楽部演奏会実施
 11月 優良PTAとして、文部科学大臣から表彰をうける
- 2年 3月 コロナウイルス感染症防止のため臨時休業 令和2年5月31日まで
 2年度 コロナウイルス感染症防止策を講じての学校生活、PTA活動を行う。
 3年度 コロナウイルス感染症防止策を講じての学校生活、PTA活動を行う
 3月 学校東側横断歩道移設完了
 3月 「芥見の子 見守り隊」の発足
- 4年度 コロナウイルス感染症防止策を講じての学校生活、PTA活動を行う
 6月 3年ぶりのプールでの水泳指導実施
 2月 文化庁「文化芸術における子供の育成」パントマイム公演実施

日	曜	4月	曜	5月	曜	6月	日	曜	7月	曜	8月	曜	9月
1	土		月	5H, 学習参観	木	内科(123年) 13:30, クラブ	1	土		火		金	命を守る訓練(地震) 10:30, 夏休み宝物展
2	日		火	5H	金	いじめについて考える日	2	日		水	↑	土	
3	月		水	●憲法記念日	土		3	月	いじめについて考える日	木		日	
4	火		木	●みどりの日	日	土曜授業(3H)・芥見防災訓練	4	火		金		月	いじめについて考える日
5	水		金	●こどもの日	月		5	水	なかよし	土		火	
6	木		土		火		6	木	委員会	日		水	なかよし
7	金	2H, 着任式・始業式, 入学式13:30	日		水	プール掃除	7	金	5H, 天掃除, ぎふMIRAI's(4-6年)「国際平和について」14:00-14:45	月	学校閉庁期間 8/2 5 17	木	委員会
8	土		月	いじめについて考える日	木	なかよし, 内科(456年) 13:30, 委員会	8	土		火		金	5年校外学習(あゆパーク)
9	日		火	尿検査1次	金	ぎふMIRAI's(4-6年)「鶴飼について」14:00-14:45	9	日		水		土	
10	月		水	体力テスト, 委員会	土		10	月		木		日	
11	火	②③発育視力(6年)	木	5H, 耳鼻科(135年) 8:45	日		11	火	⑤連れ去り防止教室(12年)	金		山の日	月
12	水	②③発育視力(5年)	金	5H, ②1年生を迎える会	月		12	水		土		火	4H, 個人懇談
13	木	5H, ②③発育視力(4年), 6年全国学力・児童質問紙(オンライン)	土	藍川中校区引き渡し訓練(1年) 1/3	火		13	木	クラブ	日		水	4H, 個人懇談
14	金	5H, ②③発育視力(3年)	日		水	プール開き	14	金	読み聞かせ, ぎふMIRAI's(1-3年)「長良川について」14:00-14:45	月		木	4H, 個人懇談
15	土		月		木	クラブ	15	土		火		金	4H, 個人懇談
16	日		火		金	シャッフル読書	16	日		水		土	
17	月	②命を守る訓練(火災)	水	体力テスト予備日	土		17	月	●海の日	木	↓	日	
18	火	6年全国学力・学習状況調査(国, 算), ②③発育視力(2年)	木	第1回学校運営協議会 13:30	日		18	火		金		月	●敬老の日
19	水	②③発育(1年), 交通安全教室(1年), 委員会(計画)	金	交通安全教室(全校), 心電図(14年) 13:20,	月	短4H, 13:10下校	19	水		土	芥見フェスティバル	火	5H, 6年校外学習
20	木	②③視力(1年), 委員会	土		火		20	木	5H, ⑤命を守る訓練(通学路点検)	日		水	5H, なかよし, 5年鶴飼事業(夜)?
21	金	②命を守る訓練予備日	日		水	いじめアンケート配付, なかよし	21	金	↓夏季休業日	月	課題提出日8:30-16:00	木	ぎふMIRAI's(1-3年)「金華山について」14:00-14:45
22	土		月	国際交流(デンマーク)午前	木		22	土		火	課題提出日8:30-16:00	金	読み聞かせ, クラブ
23	日		火	歯科(全校) 8:45	金	読み聞かせ, 委員会	23	日		水		土	●秋分の日
24	月	4H, 個人懇談, 全校集会(認証式), ②③聴力(5年)	水	委員会	土		24	月		木		日	
25	火	4H, 個人懇談, ②③聴力(3年)	木	芥見小陸上記録会	日		25	火		金	課題提出日8:30-16:00	月	
26	水	4H, 個人懇談, ②③聴力(2年)	金	読み聞かせ	月	岐阜市「いじめ防止」強化週間(～6/30)	26	水		土		火	
27	木	4H, 個人懇談, ②③聴力(1年)	土		火		27	木		日		水	
28	金	4H, 個人懇談	日		水		28	金		月		木	委員会(前期反省)
29	土	●昭和の日	月		木	クラブ	29	土		火	↑夏季休業日	金	
30	日		火		金	5H, 学習参観・懇談会	30	日		水	5H	土	
31			水	眼科(全校) 13:30			31	月		木	5H, 夏休み宝物展		

※木曜日・・・4年クラブだけ⑥, 56年委員会・クラブだけ⑥

日	曜	10月	曜	11月	曜	12月	日	曜	1月	曜	2月	曜	3月	日
1	日		水		金		1	月	●元日	木		金	5H, 大掃除	1
2	月	いじめについて考える日	木	いじめについて考える日	土		2	火		金	いじめについて考える日	土		2
3	火	5年野外学習	金	●文化の日	日		3	水	↑年末年始	土		日		3
4	水	5年野外学習	土		月	いじめについて考える日	4	木		日		月	いじめについて考える日	4
5	木	なかよし, クラブ	日		火		5	金		月		火		5
6	金	4H, 前期終業式	月		水	藍川中半日入学	6	土	↑冬季休業日	火		水	なかよし	6
7	土	↑秋季休業日	火		木	なかよし, ぎふMIRAI's (4-6年) 「岐阜和傘について」14:00-14:45	7	日		水	なかよし	木	委員会 (後期反省)	7
8	日	土曜授業 (3H教育課程外), 市民運動会 (演技発表会)	水	なかよし	金	委員会	8	月	●成人の日	木	委員会	金	5H, 読み聞かせ	8
9	月	スポーツの日	木	学習参観クラブ (高)	土		9	火	5H	金		土		9
10	火		金	命を守る訓練 (不審者対応)	日		10	水	いじめについて考える日	土		日		10
11	水	↑秋季休業日	土		月		11	木	委員会	日	●建国記念の日	月		11
12	木	5H, 後期始業式	日		火	5年DIG	12	金		月	振替休日	火		12
13	金	②③発育 (6年), 2年校外学習	月	ひびきあい週間 (-11/17)	水	5H, 学習参観 (低)	13	土		火		水		13
14	土		火		木	クラブ	14	日		水	5H	木		14
15	日		水		金	5H, シャッフル読書, 大掃除	15	月		木		金	5H	15
16	月	演技発表会予備日	木	委員会	土		16	火		金	シャッフル読書	土		16
17	火	3H, 13:00下校	金		日		17	水	なかよし	土		日		17
18	水	3年校外学習	土		月		18	木	5H, 学習参観	日		月		18
19	木	②③発育 (5年)	日		火		19	金		月		火	①②卒業式練習	19
20	金	読み聞かせ, なかよし, ②③発育 (4年), クラブ	月		水	なかよし	20	土		火	5H	水	●書分の日	20
21	土		火	なかよし	木	6年ハートフル人権ライブ, 委員会	21	日		水	5H, なかよし	木		21
22	日		水	4年校外学習 (決定)	金	読み聞かせ	22	月		木	読み聞かせ, 委員会	金	5H	22
23	月	短4H, 13:10下校, 6年修学旅行	木	●勤労感謝の日	土		23	火	5H	金	●天皇誕生日	土		23
24	火	6年修学旅行	金	読み聞かせ, クラブ (3年見学)	日		24	水		土		日		24
25	水		土		月		25	木	委員会	日		月	卒業式	25
26	木	②③発育 (3年), 委員会 (計画)	日		火		26	金	読み聞かせ	月		火	修了式・離任式	26
27	金	②③発育 (2年), 委員会	月		水	↓冬季休業日	27	土		火	5H	水	↓学年末休業日	27
28	土		火	⑥6年薬物乱用防止教室	木		28	日		水		木		28
29	日		水		金	↑年末年始	29	月		木	6年生を送る会 (グループごと)	金		29
30	月	全校集会 (認証式), ②③発育 (1年)	木	クラブ (3年見学)	土		30	火				土		30
31	火	1年校外学習			日		31	水				日		31

13 出席停止となる感染症と出席停止の基準

第2種感染症

	出席停止の基準	出席停止の基準
1	インフルエンザ	発症後5日、かつ、解熱後2日（幼児3日）が経過するまで
2	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
3	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
4	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
5	風しん	発疹が消失するまで
6	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
7	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
8	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
9	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで

第3種感染症

10	腸管出血性大腸菌感染症	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
11	流行性角結膜炎	同上
12	急性出血性結膜炎	同上
13	コレラ	同上
14	細菌性赤痢	同上
15	腸チフス	同上
16	パラチフス	同上
[下記は条件によって出席停止の措置が必要と考えられるもの]		
17	溶連菌感染症	抗生剤治療開始後24時間を経て全身症状がよくなるまで
18	手足口病	発熱や喉頭・口内疹などの急性症状が衰退して、全身状態が安定するまで
19	伝染性紅斑	発疹のみで全身状態がよければ登校可能
20	その他の感染症	症状が改善し、全身状態がよくなるまで

(注) 「その他の感染症」とは、ウイルス肝炎・マイコプラズマ感染症・流行性嘔吐下痢症・ヘルパンギーナを言います。

年 月 日

岐阜市立芥見小学校長 様

学校において予防すべき感染症への罹患報告書

このことについて、下記のとおり学校において予防すべき感染症に罹患しましたので、報告します。

記

児童生徒名	年 組 番
保護者名	印
病 名	
医療機関名	
医師に診断された日	年 月 日 ()
学校を欠席した期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()

※注意事項

- ・受診を証明できるもの（調剤説明書のコピー等、患者名、日付、薬剤名、医療機関名等が記入されたもの）を添付してください。
- ・登校につきましては、医師の指示に従ってください。

1 4 警報発表時などの学校の対応

岐阜市立芥見小学校

1 児童が登校する前に警報(いかなる警報であっても)が発表されている場合

- (1) 警報(危険が予測される強風注意報)が解除されるまで、自宅で待機してください。
- (2) 始業時刻の1時間前(7時15分)までに警報(危険が予測される強風注意報)が解除された場合は、平常通り授業を開始します。
- (3) 始業時刻の1時間前から正午までに警報(危険が予測される強風注意報)が解除された場合は、解除後1時間を経てから授業を開始します。
- (4) 正午を過ぎてから解除された場合は、休業となります。
- (5) 午前中のみ土曜授業については、始業時刻に警報が発令されている場合は、休業となります。
* (2)、(3)の場合でも、道路の水没、河川の決壊、自家を含めた家屋の倒壊等により、学校へ登校することが危険な場合は、自宅で待機してください。

2 児童が登校してから強風注意報・暴風警報が発表された場合(台風接近時)

<強風注意報発表の場合>

- ・気象状況や校区の道路状況等を判断して、安全に帰宅させ得ると認められる場合は、授業を中止して、速やかに帰宅させます。この場合、教師、PTA、地域の方々等による下校の見届けを行い、児童のみで下校させないようにします。

<暴風警報発表の場合>

- ・校内の最も安全な場所で待機させ、保護者への引き渡し等の措置をとります。

3 児童が登校してから警報(大雨・洪水・大雪)・記録的短時間大雨情報が発表された場合

- (1) 気象状況や校区の道路状況、通学距離等を判断して、校内の最も安全な場所で待機させ、保護者への引き渡し等の措置をとります。
- (2) 安全に帰宅させ得ると認められる場合は、授業を中止して、速やかに帰宅させます。この場合、学校による危険箇所の確認後、教師引率による集団下校または教師が見守りポイントに立ち集団下校させます。

4 特別警報が発表された場合

- (1) 「自宅待機」「学校待機」「避難所への避難」が原則です。ただし、保護者が迎えに来た場合は、保護者と相談の上、引き渡すこともあります。
- (2) 全国瞬時警報システム(Jアラート)による緊急情報が発せられた場合は、別紙1のとおり対応します。

5 その他

- (1) 緊急の連絡は、保護者向け配信メールでお伝え致します。また、配信確認機能で帰宅の確認等質問の回答をお願いする場合は、ご協力をお願い致します。ただし、停電によりメールが使えなくなった場合は、上記のことを原則として判断をお願い致します。
- (2) 給食は、物資発注の関係で中止になる場合があります。また、自宅待機や早期下校も想定して、家庭で保存食等の備蓄を用意してくださるようお願い致します。
- (3) 緊急携帯メール受信が難しい場合は、知り合いの保護者と連絡を取り合うなど、情報収集についてご配慮くださるようお願い致します。

全国瞬時警報システム（Jアラート）による緊急情報が発せられた時の対応について

●弾道ミサイル発射に係る基本的な対応について

		弾道ミサイル発射		
弾道ミサイルの行方		①日本の領土、領海に落下の可能性	②日本の領土、領海の上空を通過	③日本の領海外の海域に落下
Jアラートのメッセージ		「ミサイル発射。ミサイル発射。ミサイルが発射された模様。建物の中、又は地下に避難してください。」	「ミサイル発射。ミサイル発射。ミサイルが発射された模様。建物の中、又は地下に避難してください。」	「ミサイル発射。ミサイル発射。ミサイルが発射された模様。建物の中、又は地下に避難してください。」
(1) 登校前		自宅待機。窓から離れるか、窓のない部屋に移動。	自宅待機。窓から離れるか、窓のない部屋に移動。	自宅待機。窓から離れるか、窓のない部屋に移動。
(2) 登校中		建物の中、又は地下道へ避難。	建物の中、又は地下道へ避難。	建物の中、又は地下道へ避難。
(3) 校 内		机などの下に入り身の安全を守る。	机などの下に入り身の安全を守る。	机などの下に入り身の安全を守る。
(4) 放課後		活動を打ち切り、建物の中へ避難。	活動を打ち切り、建物の中へ避難。	活動を打ち切り、建物の中へ避難。
(5) 下校中		建物の中、又は地下道へ避難。	建物の中、又は地下道へ避難。	建物の中、又は地下道へ避難。
(6) 自 宅		窓から離れるか、窓のない部屋に移動。	窓から離れるか、窓のない部屋に移動。	窓から離れるか、窓のない部屋に移動。
Jアラートのメッセージ ・直ちに避難することの呼びかけ ・通過の情報 ・落下場所等の情報		直ちに避難することの呼びかけ 「直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下に避難してください。ミサイルが落下する可能性があります。」	通過の情報 「ミサイル通過。ミサイル通過。先程のミサイルは、 ■ ■ 地方から ▲ ▲ へ通過した模様です。不審な物を発見した場合は、決して近寄らず、直ちに警察や消防に連絡してください。」	落下場所等の情報 「先程のミサイルは、○○海に落下した模様です。不審な物を発見した場合は、決して近寄らず、直ちに警察や消防に連絡してください。」
Jアラート		「ミサイル落下。ミサイル落下。○○地方に落下した可能性があります。」	/	/
備 考	登校又は下校の場合	・被害状況等にもよるが、安全が確認されれば登校中又は下校中の児童生徒は、学校又は自宅のどちらか近い方へ行く。 ・近くにミサイルが落下した場合は、口と鼻をハンカチで覆いその場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内、又は風上へ避難する。	・安全が確認されれば登校中であれば学校へ、下校中であれば自宅へ行く。	・安全が確認されれば登校中であれば学校へ、下校中であれば自宅へ行く。
	屋内の場合	・換気扇を止め窓を閉める。	・安全が確認された後、授業や活動を再開する。	・安全が確認された後、授業や活動を再開する。

令和 年 月 日

芥見小学校長 様

年 組 児童名

保護者名



他の場所で教育活動をする事の届

下記の土曜日等の教育活動の日は、他の場所で教育活動をしますので、
本人、保護者連名で次のように届け出ます。

土曜日等の 教育活動の日	令和 年 月 日 ()
学校以外での 活動内容	

- ※ 他の場所の教育活動は、スポーツ少年団や所属クラブの試合、演奏やダンス等の発表会やコンクール、所属団体の一員として大会に参加、などを原則とします。
- ※ 幼稚園の参観、法事、習い事、個人練習などは欠席扱いです。また、体調不良等は、平日と同様の欠席です。これらの場合は、この届けを出す必要はなく、通常の方法で欠席の連絡をしてください。
- ※ 不明な場合は、学校に相談してください。(243-1025)

芥見小学校校歌

醍醐 定徹 作詞
上野 忠平 作曲



1 あ く た み の さ と に も え る ひ あ か あ と
2 あ し ら た は み の の さ の ど に も あ ふ れ ひ あ か あ と
3 そ ら は は れ の て め め る や ま な み て は か く あ か と
く



な が ら の み ず に い ろ そ え 一 て
み ど か り の ふ た ば す こ や か 一 一 一
あ か り の く と も に に す を く かん 一 一 一
で



て ら せ て う つ し く て ら せ て う つ し く
の び よ の び よ た ま し く の び よ の び よ た ま し く
す す め す め す め す め す め す め す め す め す め
も



わ れ ら ら が あ く た み あ く た み し よ う が つ こ う
わ れ れ ら ら が あ く た み あ く た み し よ う が つ こ う
わ れ れ ら ら が あ く た み あ く た み し よ う が つ こ う

芥見小学校校歌

一 芥見の里に燃える火

あかあかと

長良の水に 色そえて

照らせ照らせ 美しく

われらが 芥見

芥見小学校

二 あしたへの望みあふれて

すすすくと

みどりのふた葉すこやかに

伸びよ伸びよ たくましく

われらが 芥見

芥見小学校

三 空晴れてめぐる山なみ

はて遠く

明るくともに手をくんで

進め進め どこまでも

われらが 芥見

芥見小学校